

ゴール 11 の達成に向けた JICA の取組方針

ゴール 11：包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築

1. 現状認識

(1) 包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市はなぜ必要なのか

国連の推計によると、1970年に36.9億人だった世界人口は2015年に73.2億人となり、45年間で倍増した。特に、開発途上国の都市人口は1970年の6.8億人（対世界人口シェア18%）から2015年には29.7億人（同41%）と4倍を超え、さらに35年後の2050年には、世界人口95.5億人の過半（52.3億人（同55%）、国連予測）が開発途上国の都市に居住するようになる。この結果、以下のような都市の課題が顕在化してきている。

- 都市施設の整備が人口の増加に追いつかないままの無秩序な都市域の拡大により都市居住環境が悪化している。また、都市部の過度の集中による経済非効率性が発生しやすくなり、国の成長力を低下させる可能性がある。
- 世界経済フォーラムのグローバルリスク報告書では、世界の急速な都市化は、成長を促進する反面、その対応次第では所得格差の拡大や労働市場の不均衡、社会不安や経済・社会的減退など、負の影響が指摘されている。
- 地球規模で進む気候変動等の影響により、集中豪雨の増加や海面上昇等による水気象災害の発生頻度の増大や大規模化がみられており、人口や資産が集中し高密度で様々な活動が行われている低平地の大都市では、災害時の被害は甚大なものとなる。

2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の合意事項には、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求することや気候変動に対する適応能力／レジリエンス強化と脆弱性削減の推進への言及があり、また仙台防災枠組2015-2030においては災害による死者数や被災者数、直接経済損失を削減することを目指しており、仙台防災枠組2015-2030の優先行動及びグローバルターゲットの視点を踏まえ、都市の低炭素化及び都市化等による新たな災害リスクの削減も求められることになる。また、2016年10月に予定されているHABITAT Ⅲにおいても、幅広い人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針がとりまとめられる予定である。

(2) 我が国の取り組み

我が国も、戦後の高度経済成長の過程において、多くの開発途上国と同様に急激な都市化と地域間格差の拡大に直面した。国土の均衡ある発展を理念に、全国総合開発計画の策定、産業の適正配置、地方都市の育成等の格差是正につとめるとともに、①制度・体制の整備、②インフラの整備、③環境問題への対応、④社会的公平の確保の各面において様々な施策を実施し、都市問題を克服してきた経験を有している。加えて、阪神淡路大震災や東日本大震災等からの都市災害の教訓と復興経験を踏まえ、

2013年には国土強靱化法を制定しハード・ソフト両面からの強靱な防災都市づくりを行ってきた経験を有している。

このような経験を踏まえ、政府の「インフラシステム輸出戦略」においては、都市の発展段階に応じた時間軸に沿ったアプローチや、総合的な都市開発の視点からのアプローチによる「我が国の経験を活かした都市インフラ輸出のパッケージ化促進」が具体的施策として掲げられている。

(3) JICAの強み

JICAがこれまでに行ってきた総合的な都市開発の構想（マスタープラン）の策定支援は、データに基づく定量的な需要予測及び重要なインフラ整備・都市開発管理の強化にかかる提言やリスク評価の実施、ニーズに応じたF/S盛り込み等、計画の実現、科学的なアプローチの重視等が特徴と言える。また、マスタープラン策定の過程において、カウンターパートの能力強化支援も行っており、策定された計画は、国家承認を得るなどのプロセスを経て相手国政府の法定文書として実効性を伴った形で活用されている例もある。

これに加え、資金協力によりインフラ（都市交通、電力、上下水道、廃棄物処理施設等）のハード面の総合的な整備や、技術協力による都市計画、気候変動対策、環境管理、防災等に係る行政能力強化のための支援も行っており、持続可能な都市と居住環境の構築にトータルで貢献することが強みである。

2. 注力するターゲット

ゴール11には10項目のターゲットがある。我が国の取り組みおよびJICAの都市開発分野における協力実績と強みを踏まえ、以下のターゲットに積極的に貢献すべく、日本が誇る政策制度及び技術を活用して、全ての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めていく。

【地球環境の持続性に配慮した持続可能な都市・地域の形成のための取り組みとして】

- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

【包摂的、安全で持続可能な都市の形成のための取り組みとして】

- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

【安全、強靱で持続可能な都市の形成のための取り組みとして】

- 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、「仙台防災枠組 2015-2030」に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

3. 実現のための重点的取り組み

（1） 持続可能な都市の実現

都市が地球環境の持続性に対し負のインパクトを与える側面を有するとの認識のもと、地球規模の課題への取り組みを含めた「持続可能な都市」の実現のため、SDGsを踏まえた都市課題を改めて可視化し、各都市と課題を共有するとともに、脆弱な立場にある女性、貧困層、子ども等に配慮しつつ、都市の持続可能性診断の手法を確立・適用し、包括的な処方箋の作成や政策パッケージを示したマスタープラン策定支援を行う。また、開発による新たな災害リスクに配慮し、開発途上国の都市の総合的なマネジメント能力の強化を進める。

（2） 格差の是正と発展

地域的な格差のない都市・地域開発を推進していくためには、誰もが基礎的な社会サービスにアクセスできるよう、均衡のとれた国土・地域の発展が必要である。全国総合開発計画策定から国土利用の総合的・基本的な方針を示した国土形成計画策定に至る日本の経験を参考として、国、地域を俯瞰する視点から土地利用、産業やインフラ等の配置を構想する国土開発計画策定及び回廊開発を始め持続的で強靱な地域の成長力を生み出す戦略的な地域開発を推進する。

（３）気候変動適応策や防災への取組推進

都市における災害・気候変動影響リスクの予防・削減、および、開発による新たな災害リスクへの対応、防災への投資促進を図るため、空間計画や各種インフラ開発計画の作成プロセスにおける災害・気候変動影響リスクの評価とリスク対策の計画への統合を促進する。

（４）都市環境改善の取組推進（大気汚染、水質汚濁、廃棄物等）

都市の環境改善において、特に汚染対策（大気汚染、水質汚濁）や廃棄物管理を強化する。その際には日本の公害対策等の経験を踏まえ、都市の行政、企業、住民が相互に牽制しつつも連携する仕組みを開発途上国の実情に合わせて構築する。このため、法規制の執行に関する法制度整備、組織強化と人材育成、汚染対策施設（下水道、廃棄物処理施設、排煙脱硫装置等）の整備とその運営維持管理能力強化支援を一体的に展開する。

（５）地方自治体等との連携による都市開発関連法制度整備・ノウハウの活用

以上の全ての課題に共通し、課題先進国として我が国が有する都市開発に係る法制度を活用し、また地方自治体や民間企業の有する技術やノウハウを生かすため地方自治体等と連携することで、開発途上国が自ら都市問題を解決し、かつ適切に都市の維持・発展をコントロールしていくために必要とされる能力の強化に取り組む。また、これを通じ、開発途上国と我が国の自治体等とが双方向の学びを得る機会を提供する。

以 上